

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・保安林の指定	林 政 課
・保安林の指定の解除	//
・一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
◎ 公 告	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗の新設の届出	//
・大規模小売店舗の変更事項届出（2件）	//
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（3件）	農 村 整 備 課
・土地改良区の組織変更の認可	建 設 企 画 課
・測量の実施（2件）	砂 防 課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	建 築 課
・宅地建物取引業者の事務所不確知	物 品 管 理 室
・一般競争入札の実施	
◎ 交通局公告	総 務 課
・契約者等	
◎ 公安委員会告示	生 活 安 全 企 画 課
・警備員等に対する検定の実施	
◎ 有明海自動車航送船組合監査委員公告	有明海自動車航送船組合
・定期監査の結果の公表	//
・財政援助団体等の監査結果の公表	
◎ 雑 報	長崎県公立大学法人
・一般競争入札の実施（2件）	

告 示

長崎県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年1月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
五島市松山町349の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和7年1月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 解除に係る保安林の所在場所

対馬市上対馬町小鹿字クロヒラ387の17（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第31号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年1月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

7入札第1号 全世帯広報誌【単価契約】 約480,000部／1回×12回発行

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和7年2月12日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の力からコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年1月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル佐々店
長崎県北松浦郡佐々町市場免字馬場添70番1 ほか
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年7月28日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,294平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 223台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 80台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 154.0平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側及び建物内北西側 49.14立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地西側 1箇所
建物敷地北側 1箇所 合計2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

令和6年11月27日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、佐々町企画商工課、佐世保市経済部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年1月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス大村店

長崎県大村市協和町628-2

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場 高一

東京都千代田区神田練堀町3番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和5年9月1日

2 届出年月日

令和6年12月26日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年1月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
みらい長崎ココウォーク
長崎県長崎市茂里町1番55号
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
長崎自動車株式会社 代表取締役社長 森田 誠
長崎県長崎市新地町3番17号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和6年1月30日 ほか
- 2 届出年月日
令和6年12月26日
- 3 関係書類の縦覧
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間
(2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年1月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
キャロットガーデン大村
長崎県大村市富の原二丁目700番2 ほか14筆
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
(1) 意見書を提出した者
大村市長 園田 裕史
(2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
(1) 縦覧期間
公告の日から1月間
(2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市産業振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年1月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハウステンボス
長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1 ほか62筆
- 2 届出の概要
 - ①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
 - ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 宮島 大典
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年1月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プラっとモール
長崎県長崎市川口町70番6
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地の届出事項の変更
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

土地改良区の組織変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第76条の5第1項の規定に基づき、次の土地改良区の一般社団法人への組織変更を認可した。

令和7年1月24日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 相浦土地改良区
認可年月日 令和7年1月16日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所長から公共測量（基準点測量、水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年1月24日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
島原市大下町～門内町	令和7年1月6日から 令和7年2月28日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、佐世保市長から公共測量（道路計画）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年1月24日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐世保市の一部	令和7年1月20日から 令和7年3月17日まで

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和7年1月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧期間 令和7年1月27日から令和7年2月9日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 縦覧場所 五島振興局建設部河港課、五島市役所奥浦、崎山出張所
- 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - 五島市奥浦町、平蔵町、籠淵町、大荒町、松山町、吉久木町、上大津町、下大津町、長手町、下崎山町、上崎山町、向町
急傾斜地の崩壊
- 意見書の提出
 - 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合

は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。

- (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき五島市長に意見聴取を求める際に添付する。

- (4) 提出先

〒853-8502 五島市福江町7-1
五島振興局建設部河港課

宅地建物取引業者の事務所不確知（公告）

宅地建物取引業者（以下「業者」という。）である次の者について事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該業者から申出がないときは、同項の規定により当該業者の免許を取り消す。

令和7年1月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 商号 有限会社前田不動産
- 2 代表者氏名 前田 富代治
- 3 主たる事務所の所在地 島原市城内一丁目1120番地
- 4 免許証番号 長崎県知事（16）第311号

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年1月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量

7入札第1号 全世帯広報誌【単価契約】 約480,000部／1回×12回発行

- (2) 購入物品の特質等

仕様書のとおり

- (3) 契約期間及び納入期間

契約期間：契約締結日から令和8年3月31日

納入期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日

- (4) 納入場所及び条件

仕様書のとおり

- (5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

- (4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- (名称) 長崎県出納局物品管理室
- (住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
- (電話) 095-895-2884
- (提出期限) 令和7年2月12日 17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- (住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
- (名称) 長崎県出納局物品管理室
- (電話) 095-895-2881
- 5 契約条項を示す場所
- 4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
- 長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
- 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。
- (提出場所) 長崎県出納局物品管理室
- (提出期限) 令和7年3月6日 17時00分
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等
- (場所) 長崎県庁行政棟1階入札室
- (期日) 令和7年3月7日 10時00分開始
- 開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- (郵送による場合の入札書の受領期限等)
- (受領期限) 令和7年3月6日 17時00分(必着)
- (提出先) 長崎県出納局物品管理室
- (その他) 郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 免除する。
- (2) 契約保証金
- 契約金額(契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をいう。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき。（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (19) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Publication (12times a year) :All households public relations magazine

Number of copies : approximately 480,000

(2) Delivery period:

From April 1, 2025 to March 31, 2026

(3) Delivery place:

Nagasaki Prefectural Government Public Relations Division a total of 50 locations

(4) Time-limit for tender by registered mail:

5:00 p.m. March 6, 2025

(5) Date and time for the opening of tenders:

10:00 a.m. March 7, 2025

(6) Point of Contact:

Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.

3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan

TEL.095-895-2881

交 通 局 公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和7年1月24日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 購入品目及び予定数量

軽油 706キロリットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（電話）095-822-5141

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年12月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

（氏名）南国殖産株式会社 長崎支店 支店長 大江 正一郎

（住所）長崎県長崎市茂里町1番46号

5 随意契約に係る購入単価

135,390円（1キロリットル当たり単価（消費税含む））

6 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第3号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年1月24日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

1 検定を行う警備業務の種別及び区分

施設警備業務2級

2 検定の日時、場所及び検定予定人員

(1) 日時

ア 学科試験

令和7年5月1日（木）午前9時から午後0時までの間

イ 実技試験

令和7年5月29日（木）午前9時から午後5時までの間

(2) 場所

ア 学科試験

長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部

イ 実技試験

長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地とぎつカナリーホール

(3) 検定予定人員

15人

3 受検資格

受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 長崎県内に住所を有する者

(2) 長崎県内の営業所に属する警備員

4 検定試験内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申 請 時 間	申 請 先
令和7年2月17日（月）から 同月21日（金）まで	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中でであっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次のいずれかの書面

(ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

(イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次のいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

16,000円

(2) 納付方法

検定申請時に納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日本人に対して行う。

8 問合せ先

(1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(2) 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話095-820-0110 内線3186）

有明海自動車航送船組合監査委員公告

定期監査の結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第1項及び第4項並びに第199条第2項の規定に基づき実施した令和5年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年1月24日

有明海自動車航送船組合
監査委員 下田 芳之
同 藤井 一恵

定 期 監 査 結 果

第1 監査の概要

令和5年度における有明海自動車航送船事業会計にかかる定期監査を次のとおり実施した。

1 監査の基準

有明海自動車航送船組合監査基準に準拠して実施

2 監査の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

行政監査（地方自治法第199条第2項）

3 監査の対象

令和5年度有明海自動車航送船事業会計

4 監査の着眼点

財務及び行政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

(1) 監査実施日

予備監査：令和6年6月6日（木）～7日（金）

委員監査：令和6年7月12日（金）

(2) 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 下田 芳之

同 藤井 一恵

第2 監査の結果

財務及び行政に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、監査意見及び是正・改善を検討すべき事項は次のとおりである。

(1) 意見

当組合においては、令和5年3月に令和5年度を初年度とする5年間の中期目標を策定し、増収・増客による収入の確保をはじめとした取組を進めている。

令和5年度は、4月に、新型コロナウイルス感染症による運賃収入の減並びに原油価格の高騰、資材費等の上昇を鑑みて17年ぶりの運賃改定を行った。また、5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行し、経済社会活動において緩やかな回復基調が見られる中、関係機関との連携による営業活動を再開し、期間限定特別割引を効果的に実施した結果、輸送台数及び旅客数は前年度を上回り、コロナ禍前の約9割まで回復した。

この結果、経営成績は、総収益が11億8,920万円、総費用が10億3,762万円となり、純利益は1億5,158万円で、前年度と比較すると1,163万円増加している。

このような状況を踏まえ、当組合が取り組むべき課題として次の事項が挙げられる。

ア 誘客の推進について

航送需要は回復しつつあるが、収支に直接影響する船舶燃料価格の高騰は高止まりの傾向にあることから、引き続き、価格の推移を適切に把握するとともに、航送需要の更なる拡大を図るため、中期目標達成に向けて、利用者サービスの向上や両県及び関係団体等との連携に努め、効果的な誘客の促進に努める必要がある。

イ 行政職職員の人材育成について

当組合の行政職は、9名という少人数で組合業務全般を運営しているが、50歳未満の職員6名のうち5名が在職10年未満と経験年数が短い職員が大半を占めている。

業務のより円滑な推進及び職員のキャリア形成や職場定着を図るためにも、外部研修等を活用するなど、引き続き必要な知識や技能の習得に向けた人材育成に努める必要がある。

ウ 「有明フェリー中期目標」の着実な推進について

令和5年3月策定の「有明フェリー中期目標」では、老朽化した船舶の更新や利便性の向上などに取り組むことにより、安定した事業の継続を図ることとされている。

令和5年度において、航送実績の回復に伴い純利益が増となるなど、当組合の経営状況は改善しつつあるものの、原油価格をはじめとした物価の高騰に加え、少子高齢化や人口減少などの社会経済情勢から、今後も厳しい経営環境の継続が見込まれるので、進捗管理や検証を行いながら、同目標の着実な推進を図る必要がある。

(2) 是正・改善を検討すべき事項

財務及び行政に関する事務の執行等について、是正・改善をすべき事項が認められるため、より適正な事務執行を図られたい。

ア 行政財産の使用許可及び使用料の減免について

行政財産の使用に関する事務取扱要領に定めのない行政財産について、使用の許可及び使用料の減免を行っていることから、適正な許可事務を行う必要がある。

イ 組合財産の使用許可使用料について

旧予約センターの使用許可に係る使用料について、収入の調定をしないまま、納入通知書を発行し、納期限内に納付がなかったにもかかわらず、その後、必要な督促の手続きを怠っていたことから、適正な財務事務を行う必要がある。

ウ 契約事務について

設計監理業務委託の契約保証金について、有明海自動車航送船組合会計規程第97条の規定に基づき契約締結時に保証金を納付させるか、もしくは免除決定を行うべきであったが、いずれの手続きも行わないまま契約を締結している。

また、契約日から25日後に、契約保証金の免除決定に必要な履行保証証券を受領していることから、適正な契約事務を行う必要がある。

財政援助団体等の監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用する同法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等の監査結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年1月24日

有明海自動車航送船組合
監査委員 下田 芳之

同 藤井 一恵

監 査 結 果

第1 監査の概要

有明海自動車航送船組合が財政援助をしている団体について、令和5年度事業を対象に下記のとおり監査を実施した。

(1) 監査の基準

有明海自動車航送船組合監査基準に準拠して実施

(2) 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

(3) 監査の着眼点

出資している団体の出資に係る出納その他の事務の執行が出資の目的に沿って行われているか。

(4) 監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

ア 監査対象団体

有明フェリー振興株式会社

イ 予備監査年月日

令和6年6月10日（月）

ウ 委員監査年月日

令和6年7月12日（金）

エ 財政的援助等の内容

出資（出資比率100％）出資額 30,000,000円

オ 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 下田 芳之

同

藤井 一恵

【令和5年度決算の概要】

当法人は、有明海自動車航送船組合から全額出資を受け、同組合からの定期傭船などの受託業務、船員派遣業務などを行っている。

当年度の売上高は、6億1,109万円で、売店等売上や油脂売上の増により前年度に比べ5,679万円（10.2％）増加している。

一方、売上原価は2億7,648万円で、油脂などの商品の仕入高の高騰により、前年度に比べ3,414万円（14.1％）増加している。

売上高の増が売上原価の増を上回ったことから、売上総利益は3億3,462万円で、前年度に比べ2,265万円（7.3％）増加している。

「販売費及び一般管理費」は、3億3,478万円で、人件費の増により前年度に比べ1,985万円（6.3％）増加しているが、売上総利益がこれを上回る増加となったことから、営業損益は前年度△296万円から今年度は△16万円となり、280万円収支が改善している。

経常損益は、営業損益△16万円に営業外収益の退職金積立金に係る解約払戻等123万円を加えた結果、107万円の黒字となり、前年度に比べ63万円収支が改善している。

当年度の純損益（税引後）は、特別利益（退職給付引当金取崩409万円）、特別損失（役員退職引当金繰入81万円）を合算した結果、353万円の黒字となり、前年度に比べ473万円収支が改善している。

資金繰りについては、流動資産が1億4,249万円、流動負債が7,959万円であり、短期的な資金繰りの状況を示す流動比率は179.0％で、当面の資金繰りに支障はない。

第2 監査の結果

監査の結果、出資目的に従った団体運営がなされており、財政援助に伴う出納及び事務に関しては、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、特に是正すべき事項等なかった。

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学の電力調達について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和7年1月24日

長崎県公立大学法人理事長 坂口 克彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学佐世保校で使用する電力

契約電力 755 kW

年間予定使用電力量 1,545,000 kWh

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

(4) 供給場所

長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、入札説明書に示す予定契約電力及び使用電力量に応じた基本料金の単価及び電力料金の単価により算出した年間の合計金額とし、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイに該当する者であること。

ア 長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。

(3) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、4の部局へ提出すること。

なお、審査の結果については、以下の提出期限の日から8の入札期日までの間に文書で通知する。

（申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先）4の部局とする。

（提出期限）令和7年2月3日（月）17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県公立大学法人事務局総務課総務グループ

（電話）0956-47-2191

5 契約事項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和7年1月29日（水）17時00分までの間（大学の休日を除く。）

（場所）4の部局とする。

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

郵送不可。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

(期日) 令和7年2月7日(金) 10時00分開始

(場所) 長崎県立大学佐世保校図書館1階ラーニングコモンズ

入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学バス運行管理業務について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和7年1月24日

長崎県公立大学法人理事長 坂口 克彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 運行管理業務の名称及び数量
長崎県立大学バス運行管理業務
運行管理台数 2台
- (2) 運行管理業務の内容等
入札説明書による。
- (3) 運行管理期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (4) 車両保管場所
大型バス 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校
マイクロバス 長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校
- (5) 入札の方法
ア 入札書に記載する金額は、入札説明書に示す基本業務運行料の単価及び時間外業務運行料等の単価により算出した2台分の年間合計金額とすること。
イ 落札の決定は、入札書に記載した運行管理業務料金の年間予定総額によって行う。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。
- (3) 審査事項
ア 年間売上高
イ 営業年数
ウ 従業員数
エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 資格審査申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から4の部局において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。
- (2) 申請書の提出方法
申請書を提出する者は、申請書に次の書類を添え、令和7年2月19日（水）17時00分までに4の部局に提

出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 営業概要書

エ 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

4 当該契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県公立大学法人事務局総務課総務グループ

（電話）0956-47-2191

5 契約事項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和7年2月5日（水）17時00分までの間

（場所）4の部局又は以下の部局

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

（期日）令和7年3月7日（金）13時30分開始

（場所）長崎県立大学佐世保校 図書館棟 1階ラーニングコモンズ

入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除処置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この契約は、単価契約とする。

(3) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
田
宏
リ
ン
ト
弥